

No.	意見	市の考え方
1	<p>■項目及びページ 第3条（定義）第1号及び第6号 7, 8ページ</p> <p>■意見 7ページを見ると、第3条第1号の「市民」の定義に「地域コミュニティ」も含まれている。また、第3条第6号には「地域コミュニティ」の定義がある。そのため、内容が重複しているのでは、どちらか一つにするべきではないか。 一方で、「市民」の定義が広すぎて、非常に曖昧となっているので、「市民」の定義から「地域活動団体・非営利活動団体」を除外し、新たに第3条の別号で定義すべきではないか。</p> <p>■理由 市のまちづくりは自治会、コミュニティ（町）単位を中心に構成されている。一方で、市民活動団体やボランティア、サポーターといった特定分野の集まっている方々もまちづくりを支えているわけであるが、これらの方々に対する支援は非常に薄い気がする。 市民活動団体については、活動拠点（市民協働センター）のような場所が市内にはなく、市民と担い手をつなぐマッチングの場も薄いことから、特定分野を中心としたまちづくりの担い手が減少し、衰退していくことが懸念される。</p>	<p>同条例では、市内に住む人（住民）だけでなく、市内に通学、通勤する人など、まちづくりに関わる人を広く「市民」と定義しています。 また、「地域コミュニティ」は、特に当市のまちづくりにおける礎の役割を担っているため、別に第6号でその定義付けを行うとともに、第8条にその「役割及び責務」を明記しています。 市内で活動するボランティア団体や特定非営利活動法人（NPO法人）などの市民活動団体もまちづくりにおいて大切な担い手であると考えております。 当市では、これらの団体を支援するため、市民活動団体登録制度を平成28年より運用しています。 この制度では、自主的に公益性のある活動を行う団体の情報（団体名、代表者名、活動内容等）を登録いただき、その内容を市のホームページで広く紹介することで、団体間の連携及び情報交流の促進を図っています。 (R2. 8月末現在登録団体数：7団体) よって、第3条については、原案のとおりとします。</p>
2	<p>■項目及びページ 第9条（議会の役割及び責務） 11, 12ページ</p> <p>■意見 まちづくり基本条例のパンフレット等では、それぞれの役割と責務について、「市民・議会・市長等」の三角形という図で示されている。 昨年度開催の第1回まちづくり基本条例推進委員会の会議資料において、同条例施行後の主な取組みが紹介されているが、議会基本条例（平成31年4月施行）の制定が紹介されていないことはおかしいのではないかと。 また、まちづくり基本条例の改正手続きについては、市議会に対し議員の方々の意見を踏まえて、必要であれば改正をするべきである。その手続きを踏まないのであれば、議会軽視と言われても仕方がないのではないかと。</p>	<p>昨年度開催の第1回まちづくり基本条例推進委員会では、同条例施行後に当市が行ってきた主な取組みについてご報告させていただきました。 議会に対しましては、昨年11月12日に開催された全員協議会の場で、令和2年度に同条例施行後5年を迎えるため、元年度に市民意識調査を行い、2年度に見直しの検討を進めることをご報告しております。 よって、第9条については、原案のとおりとします。</p>

No.	意見	市の考え方
3	<p>■項目及びページ 第10条（市長等の役割及び責務）第1項 12ページ</p> <p>■意見 第10条第1項に、「市長は、市民の信託に応え、市政の代表者としてこの条例の基本理念及び基本原則に基づいた市政運営に努めます」とあるが、この全文を削除していただきたい。</p>	<p>同条例の基本理念は、まちづくりは、市民が主体となり、市民、議会及び市長等が協働して行うものとされています。 そのため、市民、議会、市長等の役割及び責務等を明記しています。 よって、第10条第1項については、原案のとおりとします。</p>
4	<p>■項目及びページ 第23条（危機管理）第3項 20ページ</p> <p>■意見 第23条第3項にある「自らの安全を確保するよう努めます」を「自らの命を守るよう努めます」に修正したらどうか。</p> <p>■理由 防災の国民共通課題は命を守ることにあ る。毎年多くの人命が失われ、激甚災害が頻 発する中で、明日は我が身という意識のも と、市民一人ひとりが自分の命を守ることを もう一度考えてもらうために、修正したら良 いのではないかと考える。</p>	<p>市民一人ひとりが身の回りの防災を考え、災害に対する心構えを持つことで、被害を最小に抑えることができます。 また、災害で自分の命を守る事により、家族、友人、近所の人などと助け合うことができるようになります。 よって、ご意見を踏まえ、自らの命を守ることを考えた行動の重要性を鑑み、第23条第3項については、「安全を確保する」、「命を守る」の2つの文言を併記した「自らの安全を確保し、命を守るよう努めます」という条文に修正します。</p>